

別府市告示第444号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により、令和9年1月9日から、下記のとおり、本市の区域のうち次の表の左欄に掲げる字の区域及びその名称を、同表の右欄に掲げる町の区域及びその名称に変更するので告示する。

令和7年12月17日

別府市長 長野 恭紘



記

字の区域及びその名称	町の区域及びその名称
大字鶴見字馬場、字水車、字新屋敷の一部、 字実相寺の一部、字犬馬場の一部、字西法寺の一部、 字尾ノ根の一部、字木ノ原の一部、字原中の一部、 字瓦屋敷の一部、字荒巻の一部、字中原の一部、 字門田の一部、字井尻の一部、字年ノ神の一部、 字桑ノ元の一部、字新貝の一部及び字新別府の一部	馬場町 (ばばちょう)
大字鶴見字中野、字三月田、字宮ノ前、字鶴見、 字宮園、字山王、字大宮司、字中河原、字竹ノ脇、 字門田の一部、字荒巻の一部、字今井の一部、 字用水の一部、字園田の一部、字杉園の一部、 字北中の一部、字古殿の一部及び字井尻の一部	火売町 (ほのめちょう)
大字鶴見字芳元の一部、字三田の一部、字角田の一部、 字新別府の一部、字石田の一部、字桑ノ元の一部、 字年ノ神の一部、字古殿の一部、字杉園の一部、 字北中の一部、字八川の一部、字砂原の一部、 字合ノ坪の一部及び字下田井の一部 大字鉄輪字瀧ケ下の一部	北中町 (きたじゅうちょう)
大字鉄輪字鹿ノ首、字瀧ケ下、字ダラギ、 字大平井の一部、字風呂ノ本の一部、 字ウカリユの一部、字ヲリ立の一部、字木船の一部、 字平ノ口の一部、字向ノ山の一部、字嶺本の一部 大字鶴見字下田井の一部、字合ノ坪の一部、 字砂原の一部及び字八川の一部 大字野田字キブ子の一部及び字カランの一部 大字亀川字貴船の一部及び字コヒロイの一部	鉄輪東町 (かんなわひがしまち)

大字鉄輪字梶屋、字宮園、字原、字中平、	北鉄輪町 (きたかなわちょう)
字平ノ口の一部、字ヲリ立の一部、字ウカリユの一部、	
字ギ丁バの一部、字トノヤシキの一部、字水落の一部、	
字山ノ上の一部、字宮ノ上の一部、字宇土山の一部、	
字ソノ田の一部、字白畑ケの一部、字井出添の一部	
及び字木船の一部	
大字野田字ギテウバの一部、字竹ケ下の一部	
及び字ソノ田の一部	
大字鉄輪字ウカリユの一部、字脇ノ前の一部、	鉄輪上町 (かなわかみまち)
字向ノ原の一部、字鬼山の一部、字トノヤシキの一部	
及び字ギ丁バの一部	
大字鉄輪字太平井の一部、字風呂ノ本の一部	鉄輪井田町 (かなわいだまち)
及び字ウカリユの一部	
大字鉄輪字風呂ノ本の一部、字向ノ原の一部	鉄輪風呂本町 (かなわふろもとちょう)
及び字ウカリユの一部	
大字鶴見字杉園の一部	
大字鉄輪字渋湯、字フロムシ、字原ノ切の一部、	鉄輪御幸町 (かなわみゆきちょう)
字フク田の一部、字海地獄の一部、字ヲクボの一部、	
字山ノ上の一部、字鬼山の一部、字脇ノ前の一部	
及び字向ノ原の一部	
大字鶴見字杉園の一部及び字園田の一部	山家町 (やまがちょう)
大字浜脇字辻、字田淵、字後ケ平、字トグ石、字伽藍田、	
字谷ノ裏、字一ノ坪、字山家、字小山地の一部、	
字笹川の一部、字神ノ木の一部、字峯の一部、	
字赤野の一部、字ソウズの一部、字小迫の一部	
及び字クラカケの一部	浦田町 (うらたまち)
大字浜脇字中須賀、字浦田、字矢ノ林の一部	
及び字陣場の一部	浜脇二丁目 (はまわきにちょうめ)
大字浜脇字上ノ町、字西町及び字年ノ神の一部	